

平成 19 年 7 月 25 日

証券取引等監視委員会事務局

証券検査課 御中

全国銀行協会

「金融商品取引業者等検査マニュアル」(案)に対する意見の提出について

平成 19 年 6 月 25 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

金融商品取引業者等検査マニュアル(案)に対する意見等

(別紙)

1. 要望事項

番号	該当箇所		要望事項	理由等
	項番	頁		
1	(2)、(4)	8	(2)(4)を併せ読むと、登録金融機関には、第一種金融商品取引業者の確認項目が準用され、その他、適宜、第二種金融商品取引業者、投資運用業者および投資助言・代理業者の確認項目が準用されるという理解でよいか。その場合、登録金融機関は「適宜」第一種、第二種金融商品取引業者、投資運用業者、投資助言・代理業者に読み替えられる、との「適宜」を削除するか、範囲を明記していただきたい。	登録金融機関に対する本マニュアルの射程を明確にするため。
2	- 1 - 1 3. 内部管理態勢 (2) 内部管理担当者の役割	16	「営業員による顧客管理の状況及び営業員自身の取引や受発注、契約状況等の把握に努めているか」とあるが、「営業員の顧客管理の状況の把握に努めているか、また営業員自身の取引や受発注等について、社内規程は適切に整備されているか」などとしていただきたい。営業員のインサイダー取引や投機的取引、その他不適切な取引を未然防止することの重要性は十分に認識しているが、営業員の全ての金融商品取引の状況を内部管理担当者が把握することは不可能である。	-1-2.1.(1) において、「営業員管理等の適切な管理体制を整備する」とあり、また従来の証券会社検査マニュアルにおいても「営業員管理について内部管理責任者及び営業責任者がその職責を持って適切に把握する体制となっているか」、「営業員管理の社内規程は適切に整備されているか」となっている。
3	- 1 - 2 1. 内部管理態勢 (4) 法令等遵守状況を検証するための態勢整備 イ (ほか、 - 1 - 3.1.(3) イ)	26 53	「顧客カードの作成に関する事項」を「顧客カード等の作成に関する事項」としていただきたい。	日証協規則に定める顧客カードと同様の様式を求められているわけではないことを明確化するため。尚、顧客カードに関する他の項目では「顧客カード等」となっている。
4	- 1 - 2 1. 内部管理態勢 (5) 業務運営状況 イ	27	「口座開設にあたり…」については、「取引開始にあたり…」としていただきたい。	登録金融機関において開設する口座は、当座預金・普通預金といった特定預金等以外の口座がある他、金融商品取引を開始する際には、必ずしも口座開設を伴わないケースもあるため。

番号	該当箇所		要望事項	理由等
	項番	頁		
5	- 2 - 1 2. 内部管理 (2) 勧誘状況の検証	89	「社会的に過剰な営業活動であると批判を浴びるような勧誘を行っていないか」について、その対象となる投資家、対象取引等について、法令に沿う形で明確にしていきたい。	金融商品取引法条文(不招請勧誘の禁止等)との整合性を取るため。
6	- 2 - 1 2. 内部管理 (4) 広告審査等の状況	90	ホームページや電子メールにより配信した内容の保存を不要にしていきたい。	特に電子メールの配信内容の保存は実務的に困難であるため。
7	- 2 - 1 3. 顧客情報の管理	91	「顧客情報について」を「個人である顧客の情報」、「原則として、書面による同意を得るとともに、当該同意書を適切に保管しているか」を「同意を得るとともに、必要に応じ、顧客から目的外利用や第三者提供に同意する旨の書面等の受入れによる確認を行っているか」としていただきたい。	法人顧客の財務データ等は金融取引を円滑に行う上で必要不可欠なものであり、その利用目的等を具体的に明示することは困難なこと、あくまでも、個人情報保護法の範囲内であること、および、書面による同意の取得が法令上の要請を超えて原則としているわけではないことの明確化のため。
8	- 2 - 2 1. 営業姿勢等 (1) 適合性の原則	93	「投資経験の少ない顧客…」については、「投資経験及び知識の少ない顧客に対し、十分な説明なく…」としていただきたい。	投資経験は少ないものの知識豊富な顧客もあり、投資経験だけでは適合性を判断することはできないため。また、顧客の投資目的と投資経験は必ずしも一致せず、投資経験の少ない顧客であっても、複雑な商品が投資目的に適うこともある(特に法人取引等の場合)。現状の書きぶりでは、複雑な商品を勧誘すること自体が適合性の原則に反するようにも読める一方で、-2-2.1.(2)や -2-2.5.(3)においては、十分な説明を行うこととされており、レベル感が異なると解されるおそれがあるため。

番号	該当箇所		要望事項	理由等
	項番	頁		
9	- 2 - 2 1. 営業姿勢等 (2) 勧誘状況	93	商品内容(基本的な性格、リスク内容等)の十分な説明ならびに、複数の商品を提示して選択の余地を与えることが求められているが、下記の行為は、リスク説明等の対象外であることを明示していただきたい。 ・法二条8の5 有価証券等清算取次 ・法二条8の17 振替法に規定する社債等の振替	銀行は、振替法に基づく口座管理機関として、有価証券等管理業務ならびに有価証券等清算取次を登録金融機関として行うが、下記理由により、当該業務には顧客に説明すべきリスクがないと認識しているが、当該認識で正しいか確認したい。 ・他の金融商品取引業者と顧客が約定した証券の振替と保護預りを行う有価証券等管理業務は、時価変動リスクに關与していないこと ・有価証券等清算取次は、保振DVP決済制度を利用して顧客の決済リスクを削減する為の仕組みであること ・事務リスクやシステムリスク等の登録金融機関が負うべきリスクは、金融商品取引法で規定されたリスク(十分な説明をして、顧客に理解を求めるリスク)とは異なること
10	- 2 - 2 1. 営業姿勢等 (3) 勧誘資料	94	投資勧誘資料について、「内部管理担当者は適切な審査…」を行うとあるが、これは「内部管理担当者等」としていただきたい。	日証協規則上は、広告審査担当者が審査を行うことが定められており、当該担当者が必ずしも内部管理を担当する者とは限らないため。
11	- 2 - 2 4. 投信営業 (1) 勧誘・取引実態の把握	99	の投信の募集締切日直前の応募状況の検証は不要としていただきたい。	締切日直前の応募急増が直ちに不適正な取引が行われているとは言えないため。
12	- 2 - 2 8. 電子金融商品取引業務 (2) 安全対策  (ほか、 - 2 - 3. 2. (2) )	104 120	顧客属性、取扱商品の性格に応じた取引頻度、取引高のチェックシステムの構築は不要としていただきたい。	当該チェックシステムを直ちに構築することは実務的に困難であるため。

## 2. 確認事項

番号	該当箇所		確認事項	理由等
	項番	頁		
1			金融商品取引法の適用対象外の顧客(店頭デリバティブ取引における適格機関投資家や資本金10億円以上の株式会社)については、本マニュアルの射程外という理解でよいか。	登録金融機関に対する本マニュアルの射程を明確にするため。
2	- 1 - 1 3. 内部管理態勢 (5) 訴訟等への対応	18	「訴訟等が発生した場合には、速やかに内部管理部門等へ報告」、「内部管理部門の責任者は、…遅滞なく取締役会等に報告」とあるが、この「内部管理部門」に法務部や審査担当部など「訴訟所管部」は該当するか。	9ページ(14)の定義に「内部管理部門等とは、内部管理部門及び内部管理担当者」とあるが、「内部管理部門」自体の定義が見当たらないため。
3	- 1 - 1 4. 監査態勢 (2) 内部監査の位置付け	20	「取締役」となっているが、「取締役会」または「取締役会等」ではないか。	各「取締役」が「内部監査業務の従事者に～などの措置を講じることにはならない、と考えられるため。
4	- 1 - 2 1. 内部管理態勢 (1) 内部管理部門の責任者等 、 、 ほか	24	「営業部門等の内部管理担当者」とは、具体的に日証協規則で定める「営業責任者」や「内部管理責任者」のことを指すのか。あるいは、各行(社)で定める者(例えばコンプライアンス管理者)等を想定してよいか。	明確化のため。
5	- 1 - 2 7. 監査等態勢  (ほか、 - 1 - 3.5. 、 - 1 - 5.7. )	51 64 87	「外部委託業務を含め、定期的に外部監査人等の評価を受けているか。」は外部監査に限定的な内容となっているが、他の項目の趣旨に合致しないのではないか。	.2.(5)、 -1-1.4.(6) 、 -1-2.7. における「外部監査の活用を検討し、必要に応じて実施しているか」との趣旨に合致しないと考えられるため。
6	- 2 - 1 2. 内部管理 (3) 書面の交付状況 、 、	90	「契約の締結」ではなく、「契約の種類に属する契約」ではないか。	金融商品取引法条文との整合性を取るため。

番号	該当箇所		確認事項	理由等
	項番	頁		
7	- 2 - 1 2. 内部管理 (4) 広告審査等の状況	90	顧客へ提供した情報の保存は、書面だけでなく電子媒体によるものも含まれると思われるが、この保存年限については各社の社内規則等で定めるものでよいか。	内容確認のため。
8	- 2 - 1 3. 顧客情報の管理	91	「顧客情報について、…書面による同意を得るとともに、当該同意書を適切に保管」とあるが、この「当該同意書を適切に保管」とは、「本部等での一元的な管理」をも求めるとの趣旨か。	明確化のため。
9	- 2 - 1 4. 本人確認等 口	92	「口 代理人を利用した取引」については、法人取引等において、代表者以外に取引権限を付与された代理人について定めているものではなく、あくまでも本人確認法上の本人確認義務を指していることを確認したい。	法人取引においては、法人自身と取引の任に当たる法人の代表者等が本人確認法上の本人確認義務の範囲であり、例えば、社内において複数の取引担当者がある場合、通常代表者以外においては代理人として届出を受けるなどしているが、その全員の本人確認を要請されているわけではないことを確認したい。
10	- 2 - 2 1. 営業姿勢等 (3) 勧誘資料	94	「法定のディスクロージャー資料」とあるが、具体的には「契約締結前書面」のことを指すのか。また、「交付簿との突合」について、根拠となる法令等はあるか。	明確化のため。
11	- 2 - 2 1. 営業姿勢等 (5) 弊害防止措置	95	登録金融機関における弊害防止措置とは、金融商品取引法の解釈と同義(内閣府令で対象外となる項目は対象外)との理解で良いか。	内容確認のため。
12	- 2 - 2 1. 営業姿勢等 (5) 弊害防止措置	95	「発行者等に関する非公開情報を親法人等又は子法人等との間で授受していないか(発行者等の書面による同意がある場合を除く。)」とあるが、この「発行者等」は、法令の定義と同じという理解でよいか。	明確化のため。

番号	該当箇所		確認事項	理由等
	項番	頁		
13	- 2 - 2 5. デリバティブ営業 (1) 勧誘・取引実態の把握	100	利益の見込まれない原資産とのヘッジ取引等とはどういう意味か。	「利益の見込まれない」が「原資産」にかかるのか、「ヘッジ取引」にかかるのか、不明瞭ながら、「利益の見込まれない原資産」であっても、更なる損失拡大を防ぐためのヘッジはありうること、また、ヘッジ取引は通常、損失の回避のために行われるものであり、「利益を見込んで」行うのではないことから、その趣旨を明確にしていきたい。
14	- 2 - 2 5. デリバティブ営業 (3) 勧誘資料	100	「…その他顧客の注意を喚起すべき事項を記載した書面」と金融商品取引法上の契約締結前交付書面との関係はどのように理解したらよいか。	内容確認のため。
15	- 2 - 2 5. デリバティブ営業 (4) 時価情報の提供	101	時価情報の提供とは金融商品取引法上における取引残高報告書の交付をもって兼ねられるとの理解でよいか。	本件は、金融商品取引法上の取引残高報告書(時価を記載予定)で兼ねられる旨確認したいため。
16	- 2 - 2 5. デリバティブ営業 (4) 時価情報の提供	101	ここでいう「リスク管理部門における検証」とは、時価の算出方法に関してはあらかじめリスク管理部門が確認をするということであって、提供の都度、個々の時価情報の数値を精査する趣旨ではない、という理解でよいか。	記載の趣旨を確認するもの(都度、リスク管理部門を経由してチェックを受けて時価情報を提供するのには現実的ではない)。
17	- 2 - 2 10. 内部管理 (4) 事務処理の適切性	109	事務センター等で適切な管理が行われるのであれば、内部管理担当者が注文伝票や契約書の記載事項の確認等の検証は不要でよいか。	内容確認のため。

番号	該当箇所		確認事項	理由等
	項番	頁		
18	- 2 - 2 11. 財産・経理 (1) 純財産額の算出に関する検査の方法  (ほか、 - 2 - 5 3. 財産・経理)	111 113 135	「純財産額から控除」、「費用化されるべき金額については、純財産額から控除」、「その差額を純財産額から控除」、「当該償却不足額を純財産額から控除」とあるが、いずれも例えば、「(…金額については、)税効果等を勘案のうえ純財産額から控除」とするべきではないか。	本来加味すべき税効果等に言及されていないため、案のままだと純財産額から控除すべき金額としては過大となり、財務会計上、かえって不正確になってしまうため。